倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月17日

倉吉市長　広田　一恭

倉吉市条例第35号

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例（昭和29年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（消防団員の資格及び任用） 第２条　消防団員は、次に掲げる資格を有する者のうちから、消防団長（以下「団長」という。）が市長の承認を得て任用する。 （１）　市内に居住し、勤務し、又は通学する18歳以上の者 （２）　略	（消防団員の資格及び任用） 第２条　消防団員は、次に掲げる資格を有する者のうちから、消防団長（以下「団長」という。）が市長の承認を得て任用する。 （１）　市内に居住する18歳以上の者 （２）　略
（欠格事項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 （１）・（２）　略 （３）　６月以上の長期にわたり居住地、勤務地又は通学地（第14条において「居住地等」という。）を離れて生活し、従業し、又は通学することを常とする者	（欠格事項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 （１）・（２）　略 （３）　６月以上の長期にわたる居住地を離れて生活することを常とする者
（分限） 第５条　略 ２　消防団員は、第２条第１号に掲げる資格を有しなくなったときは、その身分を失う。	（分限） 第５条　略 ２　消防団員は、市外に転住したときは、その身分を失う。
（服務規律） 第14条　消防団員が10日以上その居住地等を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。	（服務規律） 第14条　消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。